

「マイカー共済次期制度・掛金改定(実施概要案)」に対する意見集約について

集約期限：2014年9月12日(金)

FAX 送信先：事業推進部推進企画課 (03-5210-7429)

メール送信先：牧野、秋葉、小沼

意見集約用紙「マイカー共済次期制度・掛金改定(実施概要案)」について

ご記入日	2014年 8月 日
県支部名	北海道支部
ご記入者	三浦 正一

1. マイカー共済次期制度・掛金改定(実施概要案)の内容について

(1) 基本的な考え方について

理解できる

(2) 制度改定について

理解できる

(3) 掛金改定について

軽四輪乗用車の掛金改定について、他損保より低い掛金設定をして、大手代理店系損保との競争力は考慮されているが、周知期間掛金も含めて、一部のランクで大幅な掛金の引き上げとなるため、見直しを要望します。

2. マイカー共済次期制度・掛金改定（実施概要案）に対する対応方針案について

(1) 基本的な考え方について
理解できる

(2) 制度・掛金に関する要望について
基本的に理解しますが、軽四輪乗用車の大幅な掛金引き上げの抑制はもとより、2016年2月1日制度実施までに団体割引率の引き上げを実現し、普通・小型乗用車も含めた掛金の引き上げ抑制を強く要望します。

(3) 事業推進に関する対応について
基本的に理解しますが、新設される特約をつけると掛金が安くなる一方、保障内容も変わることから、契約者とトラブルにならないための丁寧な対応が求められる。 見積業務では、何通りもの見積依頼が想定されるので、これ以上事業推進に支障をきたさない事務処理体制の確立を要望します。

3. その他

損調業務改善・事業費削減などの効果の反映について、改善策として13億円の目標を作っているが、認可の関係で反映しない形で掛金が設定されている。一方、2014年度から自治労共済が自賠償共済の加入推進を全国的に取り組むことが確認されました。2013年度の全労済の内部資料で、自賠償共済の件数比率を●●損保並み(全労済:4.7%、●●損保:40.9%)の件数比率になると9.9億円の活用原資が生まれるとし、全体掛金引き下げつながるとしています。(事業推進課止り資料) 自賠償共済の加入推進が進み損害調査費が軽減された場合、どの時点で掛金に反映されるか？
--